

医療法人十字会における次世代育成支援対策に関する計画（第2次）

この計画は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

(1) 雇用環境の整備に関する事項

- ① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
 - ・ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次の措置を実施する。
 - (ア) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
 - (イ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- ② 子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施
 - ・ 短時間勤務制度
 - ・ 始業・終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度
- ③ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
- ④ 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入
- ⑤ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

(3) (1) 以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ① 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

3 目標・対策

(1) 目標1 育児休業制度をより利用しやすくするための環境を整備

- 対策1 育児休業の取得促進を図るため、管理職を対象とした研修会を実施する。(年1回)
- 対策2 育児休業中の社員で希望する者を対象とした職場復帰のための講習会を実施する。(必要に応じて)
- 対策3 職場復帰しやすくするため、職場復帰前二ヶ月頃から、社内の最近の状況を社内広報及び各種の資料により情報提供する。
- 対策4 育児休業中及び復帰後の不安解消のため、休業中及び復帰後の待遇等を育児休業取得前に明示する。

(2) 目標2 短時間勤務制度の実施等、社員が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施。

- 対策1 制度について、社内広報誌やホームページを利用した周知・啓発を実施する。

- 対策2 管理職に対する研修を実施する。
- 対策3 社内運営会議において周知する。
- 対策4 制度利用に対する相談体制を整備する。

(3) 目標3 より利用しやすい子どもの看護のための休暇措置の実施。

- 対策1 社内広報誌やホームページを活用した周知・啓発を実施する。
- 対策2 管理職に対する研修を実施する。

(4) 目標4 子どもに職場を見せる体験学習の実施

- 対策1 一日看護体験、家族参観などを開催して、子どもに仕事をみせる。